求職者の皆さまへ

新型コロナウイルス感染症に伴う雇用保険求職者給付の特例のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の感染予防を理由として、やむを得ず離職した方は「特定受給資格者」とし、基本手当の所定給付日数が手厚くなる場合があります。

令和２年５月１日以降に、以下の理由により離職した方は「特定受給資格者」として、

① 被保険者期間が６か月（離職以前１年間）以上あれば、基本手当の受給資格を得ることができます（通常は、被保険者期間が12か月以上（離職以前２年間）必要です。）。

② 基本手当の所定給付日数が手厚くなる場合があります（注）。

（注）受給資格に係る離職理由、年齢、被保険者であった期間（加入期間）に基づき基本手当の所定給付日数が決定されます。被保険者であった期間（加入期間）が短い場合など、特定受給資格者以外の通常の離職者と所定給付日数が変わらないこともあります。

＜「特定受給資格者」となる場合＞

本人の職場で感染者が発生したこと、または本人もしくは同居の家族が基礎疾患を有すること、妊娠中であることもしくは高齢であることを理由に、感染拡大防止や重症化防止の観点から自己都合離職した場合

＊受給資格決定の手続きの際に、上記に該当するかを確認させていただきますので、診療の明細やお薬手帳、母子手帳等の事情を確認できる書類をご用意ください。

■お問い合わせ先■

ご不明な点がございましたら、管轄ハローワークまでお問い合わせください。

長野労働局管内ハローワーク

ハローワーク	所在地	電話番号
ハローワーク長野	〒380-0935 長野市中御所 3-2-3	026-228-1300
ハローワーク松本	〒3900828 松本市庄内 3-6-21	0263-27-0111
ハローワーク上田	〒386-8609 上田市天神 2-4-70	0268-23-8609
ハローワーク飯田	〒395-8609 飯田市大久保町 2637-3	0265-24-8609
ハローワーク伊那	〒396-8609 伊那市狐島 4098-3	0265-73-8609
ハローワーク篠ノ井	〒388-8007 長野市篠ノ井布施高田 826-1	026-293-8609
ハローワーク飯山	〒389-2253 飯山市飯山 186-4	0269-62-8609
ハローワーク木曽福島	〒397-8609 木曽郡木曽町福島 5056-1	0264-22-2233
ハローワーク佐久	〒385-8609 佐久市原 565-1	0267-62-8609
ハローワーク佐久 小諸出張所	〒384-8609 小諸市御幸町 2-3-18	0267-23-8609
ハローワーク大町	〒398-0002 大町市大町 2715-4	0261-22-0340
ハローワーク須坂	〒382-0099 須坂市墨坂 2-2-17	026-248-8609
ハローワーク諏訪	〒392-0021 諏訪市上川 3-2503-1	0266-58-8609
ハローワーク諏訪 岡谷出張所	〒394-0027 岡谷市中央町 1-8-4	0266-23-8609